新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
幼稚園、小・中学校の対応基本方針

深谷市教育委員会

～基本方針～　　感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

［幼稚園、小・中学校における対応］

（１）　感染症の予防の更なる徹底について

※　学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)　参照

・　健康観察の徹底（体調不良の際は登校（園）を控える）
・　手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
・　給食中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）
＊　余裕教室を活用した身体的距離の確保

（２）　学びの保障について（学習活動の取り扱い）

・　オンライン学習に向けた対応
「渋沢 spirit in ふかや GIGA スクール」に係る iPad の家庭への持ち帰りの検討準備
・　教育課程実施上の配慮（授業等における合唱・調理実習等の「感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は一時的に停止）

（３）　部活動について

・　１月１７日まで中止（それ以降は要検討）
※　感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策の徹底

（４）　学校行事等について

・　多人数の集会活動は必要最小限のものにする
（学年を超えて一堂に集まる事がないように留意する）
・　修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断
・　卒業式については、その準備等を含め充分な検討を行うこと

［家庭における対応］

（１）　家庭へのお願い

・　規則正しい生活習慣の徹底

・　発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校を見合わせること（健康観察・健康観察カードの提出）

・　基本的な感染防止対策を徹底すること
（３密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿）

・　不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅すること。外出する場合でも、人数や時間を最小限にすること

・　子供のみの会食等の自粛